

9006 海外旅行者向け（動物検疫）

動物検疫は、動物の病気あるいは動物から人に感染する病気の国内への侵入を防ぐため、世界各国で行われている制度です。日本でも家畜の伝染病の侵入を予防するため、牛、豚、羊、山羊、馬、鶏、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、うずら、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類、うさぎ、みつばちなどの動物と、それらの動物から作られた肉製品などの畜産物を対象に輸出入時の検査を行っています。

また、犬については、狂犬病やレプトスピラ症、猫、あらいぐま、きつね、スカンクについては狂犬病が国内に侵入することを防止するため、輸出入時の検査を行っています。さらに、サルについても、エボラ出血熱やマールブルグ病のような国内ではまだ発生していないサルから人へ感染する病気が国内に侵入することを防ぐため、輸入時の検査を行っています。

なお、これらの動物や畜産物を輸入できる空港・港は指定されています。詳細については、最寄りの動物検疫所にお問い合わせ下さい。

1. 肉製品などの畜産物の輸入

【動物検疫が必要なもの】

<ul style="list-style-type: none"> <li>●牛、豚、羊、山羊、鹿などの偶蹄類の動物</li> <li>●馬、ロバなどの馬科の動物</li> <li>●家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類）</li> <li>●うさぎ、みつばち</li> <li>●犬</li> </ul>	の	<ul style="list-style-type: none"> <li>●肉、臓器、骨、角、皮、毛、卵、生乳、糞など</li> <li>●肉などを原料とするハム・ソーセージ・ベーコン</li> <li>●肉などを含んだ加工品</li> </ul>
---	---	--

\*穀物のわら、飼料用の乾草も対象となる場合があります。

① 動物検疫が必要な畜産物を輸入する際には、輸出国政府機関（日本の動物検疫所にあたる機関）が発行した検査証明書が必要です。これは貨物・携帯品・郵便物などの輸送形態、量の多少、お土産・個人消費などの用途に関係なく、必要となります。また、空港内の免税店でお買い求めになったものであっても、検査証明書がない場合は輸入できません。

② 牛・豚などの偶蹄類の動物・その肉やそれらを原料としたハム、ソーセージ、ベーコンなどには、輸入が禁止されている地域があります。

また、そのほかの動物及びその畜産物・地域でも、家畜の伝染病の発生状況により、一時的に輸入が停止されている場合がありますので、詳細については、最寄りの動物検疫所にお問い合わせ下さい。

③ 日本に到着した際には、税関手続きの前に、検査証明書を添付した畜産物を持って、空港・港（税関検査場内）にある動物検疫カウンターで検査を受けてください。なお、動物検疫カウンターで検査を受ける前に開封すると、国内への持込ができなくなりますので、ご注意ください。

より詳細な情報を、以下、農林水産省ホームページで公開しています。

【肉製品などのおみやげについて（手荷物、国際郵便、宅配便としての持ち込み）】

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（おみやげや個人消費用の畜産物は検査証明書の取得が難しいため、肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。）

## 2. 動物を海外からつれてくる（輸入する）又は連れて行く（輸出する）場合の手続き

【動物検疫が必要なもの】

- 牛、豚、羊、山羊、鹿などの偶蹄類の動物
- 馬、ロバ等などの馬科の動物
- 家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類）
- うさぎ、みつばち
- 犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク
- サル（輸入のみ）

輸入する動物によって、必要となる手続きが異なりますので、詳細については、事前に最寄りの動物検疫所にお問い合わせ下さい。

また、輸出については、事前に相手国の輸入条件を在日大使館等に確認の上、動物検疫所で必要な手続きを受けてください。なお、詳しい手続きについては、最寄りの動物検疫所にお問い合わせ下さい。

## 3. 輸入が禁止されている動物

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、次の動物の輸入は禁止されています。

- イタチアナグマ ●コウモリ ●タヌキ ●ハクビシン
- プレーリードッグ ●ヤワゲネズミ

なお、サルについては一部の国（アメリカ、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ガイアナ、スリナム、カンボジア）から一定の条件を満たして輸入されるものを除き、原則輸入禁止です。また、これらの国から輸入されるものであっても、輸入時の検疫が必要です。詳しくは動物検疫所本所、成田支所又は関西空港支所にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（動物検疫所）

所名	電話番号	所名	電話番号
<b>横浜本所</b>	045-751-5921	<b>中部空港支所</b>	0569-38-8577
畜産物検疫課	045-201-9478	名古屋出張所	052-651-0334
川崎出張所	044-287-7412	小松出張所	0761-24-1407
新潟空港出張所	025-275-4565	<b>関西空港支所</b>	072-455-1956
静岡出張所		（貨物合同庁舎）	072-455-1958
（清水港事務所）	054-353-5086	<b>神戸支所</b>	078-222-8990
（静岡空港事務所）	0548-29-2440	大阪出張所	06-6575-3466
<b>北海道・東北支所</b>	0123-24-6080	岡山空港出張所	086-294-4737
小樽港事務所	0134-33-2460	広島空港出張所	0848-86-8118
仙台空港出張所	022-383-2302	四国出張所	
<b>成田支所</b>		（小松島港事務所）	0885-32-2422
貨物検査課	0476-32-6655	（高松空港事務所）	087-879-4654
旅具検査第1課：第1ターミナルビル	0476-32-6664	<b>門司支所</b>	093-321-1116
旅具検査第2課：第2ターミナルビル	0476-34-2342	博多出張所	092-262-5285
旅具検査第3課：第3ターミナルビル	0476-34-4260	福岡空港出張所	092-477-0080
<b>羽田空港支所</b>	03-5757-9752	長崎空港出張所	0957-54-4505
（貨物合同庁舎）	03-5757-9755	鹿児島空港出張所	0995-43-9061
東京出張所	03-3529-3021	<b>沖縄支所</b>	098-861-4370
（千葉分室）	047-432-7241	那覇空港出張所	098-857-4468

（参考）動物検疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/aqs/>